

確認項目	内容詳細	確認文書
<p>人員基準項目 ○従業者の員数</p>	<p><input type="checkbox"/>オペレーターはサービス提供時間を通じて1以上確保</p> <p><input type="checkbox"/>オペレーターのうち1名以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員であるか。</p> <p><input type="checkbox"/>オペレーターは専らその職務に専従しているか。 (利用者の処遇に支障がない場合は事業所の他の職務又は同一敷地内他事業所の管理者兼務可、ただし2兼務は不可)</p> <p><input type="checkbox"/>オペレーターが看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員でない場合、サービス提供責任者として1年以上、介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者は3年以上従事した者であるか。</p> <p><input type="checkbox"/>オペレーターがサービス提供責任者又は初任者研修修了者を配置した者である場合、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉福祉士介護支援専門員と連携されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>定期巡回サービスを行う訪問介護員等は交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数を確保しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務形態一覧表 ・従業者の資格証

	<p><input type="checkbox"/>提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数を確保しているか。また、職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>訪問看護サービスを行う看護師等は保健師、看護師又は准看護師（以下、看護職員という）の資格を有しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>訪問看護サービスを行う看護職員は常勤換算方法で2.5以上か。</p> <p><input type="checkbox"/>看護職員のうち1人以上は常勤の保健師又は看護師か。</p> <p><input type="checkbox"/>看護職員のうち1人以上は提供時間帯を通じて連絡体制を確保しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者は看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員のいずれか資格を有しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>訪問介護員等として雇用されている看護師はたんの吸引等を行っていないか。</p> <p><input type="checkbox"/>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は実情に応じた人数を配置しているか。（配置しないことも可）</p>	
--	---	--

○管理者	□管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード
運営基準項目 ○受給資格等の確認	□被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
○内容及び手続の説明及び同意	<p>□利用申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか。</p> <p>□重要事項説明書の内容に不備等はないか。 ※運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書（利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・利用契約書
○心身の状況等の把握	□サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の記録
○居宅介護支援事業者等との連携	□サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他のサービスと連携しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の記録
○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	□居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	<p>□居宅サービス計画に基づいて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が立てられているか</p> <p>□サービスの日時等については、居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ決定しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（利用者又は家族の署名、捺印若しくは電磁記録により同意があったことがわかるもの） ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・訪問看護報告書

	<input type="checkbox"/> 定期的に利用者の居宅を訪問しアセスメントを行っているか。 <input type="checkbox"/> 主治の医師の指示及び利用者の心身の状況、希望を踏まえて、療養上の目標、当該目標達成のためのサービス内容等が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか。 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況を把握し適宜計画が変更されているか。 <input type="checkbox"/> 訪問看護報告書は作成されているか。	
○利用料等の受領	<input type="checkbox"/> 利用者からの費用徴収は適切に行われているか。 <input type="checkbox"/> 領収書を発行しているか。 <input type="checkbox"/> 医療費控除の記載は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・領収書
○緊急時等の対応	<input type="checkbox"/> 緊急時対応マニュアル等が整備されているか。 <input type="checkbox"/> 緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
○運営規程	<input type="checkbox"/> 運営における以下の重要事項について定めているか。 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程

	<p>容</p> <p>3. 営業日及び営業時間</p> <p>4. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>5. 通常の事業の実施地域</p> <p>6. 緊急時等における対応方法</p> <p>7. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>8. 虐待防止のための措置に関する事項（※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務）</p> <p>9. その他運営に関する重要事項</p>	
<p>○勤務体制の確保等</p>	<p><input type="checkbox"/> サービス提供は事業所の従業者によって行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 資質向上のために研修の機会を確保しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか。</p> <p>※職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知・啓発すること。</p> <p>※相談に応じ、適切に対応するために必要な整備（相談への対応のための窓口をあらかじめ定め労働者に周知すること）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
<p>○業務継続計画の策定等※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1</p>	<p><input type="checkbox"/> 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録

日から義務	<input type="checkbox"/> 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 計画の見直しを行っているか。	
○衛生管理等	<input type="checkbox"/> 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか。 <input type="checkbox"/> 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務 <input type="checkbox"/> 従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
○秘密の保持	<input type="checkbox"/> 個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか。 <input type="checkbox"/> 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書
○広告	<input type="checkbox"/> 広告は虚偽又は誇大となっていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット、チラシ
○苦情処理	<input type="checkbox"/> 苦情受付の窓口があるか。 <input type="checkbox"/> 苦情の受付、内容等を記録、保管しているか。 <input type="checkbox"/> 苦情の内容を踏まえたサービスの質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル

	向上の取組を行っているか。	
○地域との連携等	<input type="checkbox"/> 介護・医療連携推進会議を概ね6月1回以上開催しているか。 <input type="checkbox"/> 介護・医療連携推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか。 <input type="checkbox"/> 介護・医療連携推進会議で挙げた要望や助言が記録されているか。 <input type="checkbox"/> 介護・医療連携推進会議の会議録が公表されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・医療連携推進会議
○事故発生時の対応	<input type="checkbox"/> 事故が発生した場合の対応方法は定まっているか。 <input type="checkbox"/> 市町村、家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか。 <input type="checkbox"/> 事故状況、対応経過が記録されているか。 <input type="checkbox"/> 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか。 <input type="checkbox"/> 再発防止のための取組を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録
○虐待の防止※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務	<input type="checkbox"/> 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、従業員に周知しているか。 <input type="checkbox"/> 虐待の発生・再発防止の指針を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

	<p>しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>従業者に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。</p>	
--	--	--